

個人情報保護委員会（第219回）議事概要

- 1 日時：令和4年10月5日（水）14：40～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

4 議事の概要

(1) 議題1：第2回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルについて

事務局から、資料に基づき報告を行った。

丹野委員長から「来年は、当委員会がG7ラウンドテーブル会合を主催することとなるが、今回、私自身が、初の対面方式による開催となった第2回のラウンドテーブル会合に参加し、G7各国のデータ保護・プライバシー機関の委員長級の皆様と、直接人間関係を築けたことは、来年の日本での開催に向けた良い素地を培うことに繋がったと思う。また、各国が発表した数多くのテーマについて、日本から整理・統合の必要性を訴えて具体的な提案を行ったところ、各国から賛同を得ることができたのは、対面による成果だと実感している。来年、委員会・事務局が一丸となってG7ラウンドテーブル会合の主催を成功させることで、日本のプレゼンスを高めるとともに、G7各国との協力関係を一層深めていきたいと考える」旨の発言があった。

(2) 議題2：地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務）の全項目評価書について

藤原委員は地方公共団体情報システム機構の代表者会議の委員を、梶田委員は同機構の経営審議委員会の委員を務めていることから、個人情報保護委員会議事運営規程第11条の規定に基づき退席した。

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「今般の評価対象は、機構保存附票本人確認情報と併せて個人番号を提供する事務であり、機構保存附票本人確認情報は、住民票と戸籍を連携させる「戸籍の附票」の記載事項を基としている。戸籍に関連する情報は重要な情報であり、それを含む特定個人情報を使用する事務においては、評価実施機関が確実にリスク対策を実行すること、委員会が適切に審査を行うことにより、引き続き保護評価制度を担保していくことが重要である。地方公共団体情報システム機構は、従来から大量の特定個人情報を電子媒体で提供する事務を行っており、評価対象の事務も電子媒体

での提供を行うため、このような点も含め、引き続きマイナンバーガイドライン等にのっとり確実にリスク対策を実行していただきたい」旨の発言があった。

本評価書は承認され、地方公共団体情報システム機構に対し、委員会により承認した旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知することとなった。

(3) 議題3：関東ITソフトウェア健康保険組合（関東ITソフトウェア健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書について

前議題で退席した藤原委員、梶田委員が着席した。

事務局から、資料に基づき説明を行った。

大島委員から「これまでも行政機関等の公金受取口座の利用等に係る評価書の審査及び承認をしてきたが、民間事業者は今回が初めてである。今後も各健康保険組合において、公金受取口座の利用等に係る評価の再実施が想定されるが、委員会として引き続き評価書を丁寧に審査することが肝要である。公金受取口座の利用等の開始に伴い、特定個人情報を取り扱う機会が増えることから、関東ITソフトウェア健康保険組合においては、リスク対策を確実に実施していただきたい」旨の発言があった。

本評価書は承認され、関東ITソフトウェア健康保険組合に対し、委員会により承認した旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知することとなった。

以上